

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市中区東平塚町9番5号

氏名 久米産業株式会社
代表取締役 畷谷 経二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する

呉市長 新原 芳明



許可の年月日 令和2年8月27日

許可の有効年月日 令和7年8月26日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（肥料化，分別）

産業廃棄物の種類

【肥料化】汚泥，廃酸，廃アルカリ，木くず，動植物性残さ及びばいじん（食品工場から発生した有機物を焼成したものに限る。）（これらのうち，石綿含有産業廃棄物，水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等，判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

【分別】廃酸，廃アルカリ，廃プラスチック類，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち，廃容器包装を含み，廃プリント配線板，廃ブラウン管，鉛蓄電池の電極，鉛製の管又は板，廃石膏ボード，自動車等破砕物，石綿含有産業廃棄物，水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙記載のとおり

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年8月6日	更新許可
令和2年12月4日	変更許可（産業廃棄物の種類の追加）
令和5年6月27日	変更届出（代表者の変更）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 処理施設

設置場所 呉市郷原町ワラヒノ山12528番2外

施設の種類	廃棄物の種類	設置年月日	処理能力	許可年月日・許可番号
肥料化施設	汚泥, 廃酸, 廃アルカリ, 木くず, 動植物性残さ	平成10年6月12日	150 t/日	——
分別施設	廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず, 陶磁器くず	平成11年11月1日	39.6 t/日	——

(2) 保管施設

設置場所 呉市郷原町ワラヒノ山12528番139外

廃棄物の種類	面積	保管上限	積み上げ高さ
廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	21.6 m ²	25.92 t	1.2m
廃酸, 廃アルカリ	58.96 m ²	146.88 t	2.0m

以下余白